

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 11 月 26 日 (金) 第 264 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (4件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
- 特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 3
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 4

公

告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 4
- 落札者等の公告 (2件) (管財課取扱い) 4
- (県立北薩病院取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第1081号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25392	令 和 3 年 11 月 17 日	雑 誌	実話BUNKAタブー 12月号 05375-12	コアマガジ ン	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25393			mini Berry vol.59 18426-11	秋水社		
25394			麗人 11月号 09613-11	竹書房		
25395			劇画エマニエル vol.12 08390-12	大洋図書		

鹿児島県告示第1082号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

南さつま市金峰町高橋字上ノ山3075番8・3075番9(以上2筆について次の図に示す部分

に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1083号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3092番1・3092番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1084号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3075番8・3075番9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1085号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3092番1・3092番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1086号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年11月26日から同年12月10日まで種子島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
西之表市東町87番地 松本浩次
西之表市国上843番地101 中村勝義
熊毛郡中種子町坂井5986番地67 浜崎一成
- 2 加入区
種子島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
種子島漁業協同組合

鹿児島県告示第1087号

出水郡長島町獅子島1505番地 中浦元則及び出水郡長島町獅子島1512番地6 中浦一憲からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

一定の区域

- 1 名称 長島町幣串加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島幣串の区域ののり等養殖業区分

鹿児島県告示第1088号

出水郡長島町獅子島54番地 藤川市雄及び出水郡長島町獅子島224番地 肥田孝幸からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

一定の区域

- 1 名称 長島町片側加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島片側の区域ののり等養殖業区分

鹿児島県告示第1089号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 令和3年11月10日から令和4年2月24日まで
- 3 作業の地域 喜界町大字手久津久地内

鹿児島県告示第1090号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、曾於市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 11 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 3 年 11 月 22 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 曾於市末吉町

鹿児島県告示第1091号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 11 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・6号村原陣線
3・5・10号上加世田停車場線
3・5・13号村原線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 11 月 26 日

鹿児島地域振興局長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援A型事業所OCE AN甲子園	日置市東市来町湯田731	一般社団法人福City	日置市伊集院町妙円寺三丁目2240番地8	勝田 一生	令和3年11月1日	就労継続支援A型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 11 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
指宿市東方字五郎ヶ岡前8251番1，8251番2，8252番，8253番，8254番及び8255番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
指宿市東方11018番地11
社会福祉法人遊星福祉会
理事長 川元浩二

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 11 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 大型ディスプレイ式 148式
 - (2) HDMI エクステンダー 5 台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 10 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社久永
鹿児島市東開町 5 番地 11
- 5 落札金額
21,285,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 9 月 17 日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 11 月 26 日

県立北薩病院長 小寺顕一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタルX線透視診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立北薩病院総務課
伊佐市大口宮人502番地4
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 11 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所
キヤノンメディカルシステムズ株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町 1 番 10 号
- 5 落札金額
39,655,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 9 月 24 日